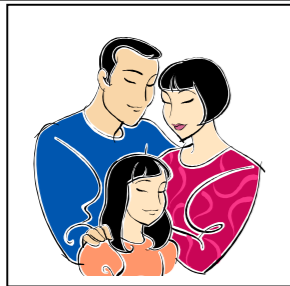


平成25年税制改正のツボ

ここでは、大きな改正がありました相続税および贈与税の事例を紹介します。

相続税の基礎控除の見直し



父、母、その子の3人家族の環境で父が亡くなりました。遺産が6,000万円残った際の、今と改正後の違いを試算して見ましょう

【現行】

・5,000万円 + (1,000万円 × 2人) = 7,000万円
→遺産額が基礎控除内なので相続税はかかりません。

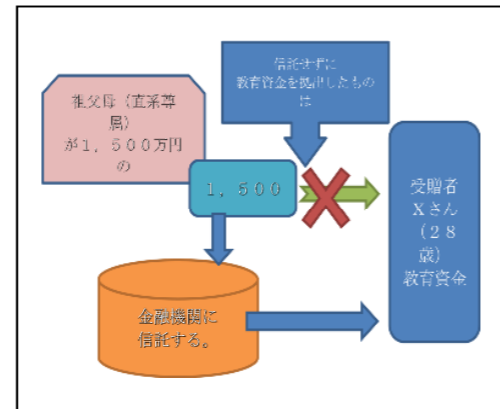
【改正】

・3,000万円 + (600万円 × 2人) = 4,200万円
→遺産額 6,000万円 - 4,200万円 = 1,800万円が課税対象になり相続税がかかります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置



教育資金のために30歳未満の子(孫)に対してその直系尊属が、金融機関に信託をした場合、1人につき1,500万円まで贈与税が非課税になります



詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

編集後記

もぎたて! 34歳!



はじめまして、編集担当の川向広誓と申します。今回から難しい知識をわかりやすくお伝えしたり、島本町地域密着情報も含めてお伝えする予定です。お気楽に読んで頂ける物をおつくりしますのでどうぞ、よろしくお願ひします。(川向(カワムカイ))

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所
住所：三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号
電話：075-961-0812
FAX：075-961-0818
【2013年3月1日発行】



あなたレター

ナンちゃん先生の



2013年3月版

ゲンキdeバリバリ 笑顔でニッコリ通信

2013年3月の主な予定

◆3月1日～9日◆

・予定なし

◆3月10日～16日◆

・11日：源泉所得税の納期限
・15日：所得税の確定申告期限
・15日：贈与税の申告

◆3月17日～23日◆

・予定なし

◆3月24日～31日◆

・31日：社会保険料の納期限
・31日：消費税の確定申告期限

◆随時◆

・雇用保険の資格取得喪失
・社会保険の資格取得喪失



《3月の花》
花名：ハナカンザシ
科名：キク
大きさ・高さ：
20～50センチ

祝・新創刊しました

●みなさんこんにちは。今日も元氣いっぱいですか？さて、今回から事務所通信を一新してゲンキdeバリバリ笑顔でニッコリ通信としてみなさまに情報提供していきたいと思ひます。私と一緒に元氣があらば何いかに実践していきましよう(難波孝朗)



今号の特集

『知っている困らない』

平成25年税制改正のツボ



この改正が3月の国会で可決されますと、さまざまな『生活の場面』で影響を受けることになります。主に大きく影響するのは**贈与税の大幅負担増と消費税の増税**です。一方で、**住宅ローン控除の4年間延長や孫への教育資金の贈与税非課税制度の創設**など、主に贈与税で負担減が見られます。詳しい資料は、別途難波事務所が用意しておりますが、その中でもお問い合わせの多いものをご紹介します。